

令和8年春の全道火災予防運動実施中！

この運動は、空気の乾燥及び強風等により火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、道民の火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とするものです。

よいまちは みんなで協力 火の用心

遠軽地区広域組合消防本部 統一防火標語

急ぐ日も 足止め火を止め 準備よし

全国統一防火標語

実施期間

令和8年4月20日(月曜日)～4月30日(木曜日)

住宅防火 いのちを守る 10のポイント

4つの習慣

- 寝たばこは絶対にしない、させない。
- ストーブの周りに燃えやすいものを置かない。
- こんろを使うときは火のそばを離れない。
- コンセントはほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く。

6つの対策

- 火災の発生を防ぐために、ストーブやこんろ等は安全装置の付いた機器を使用する。
- 火災の早期発見のために、住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する。
- 火災の拡大を防ぐために、部屋を整理整頓し、寝具、衣類及びカーテンは、防災品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、消火器等を設置し、使い方を確認しておく。
- お年寄りや身体の不自由な人は、避難経路と避難方法を常に確保し、備えておく。
- 防火防災訓練の参加、戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う。

林野火災対策

林野火災の予防事項をまとめていますので、今一度ご確認ください。

林野火災に注意してください

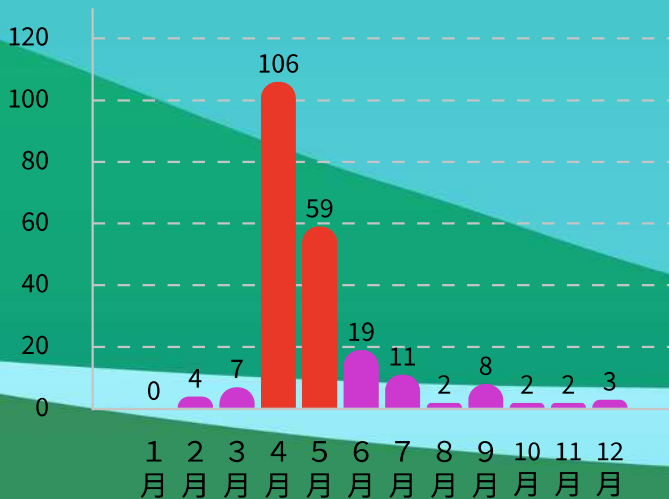
令和8年1月1日から林野火災注意報・警報の運用が始まっています。
林野火災が発生しやすい気象状況（降雨量など）の場合に発令されます。
注意報・警報が発令されている場合は屋外での火の使用は控えるようにしてください。**※警報発令時は違反者に罰則が伴います。**

北海道では雪解け後から初夏にかけて林野火災が集中して発生します。一度、枯草などに燃え広がると消火が困難になり、広い範囲を燃やしてしまいます。
そのため、屋外で火を使用する場合（たき火等）は以下の5点に注意してください！

- 1 水バケツを準備する
- 2 常に人が監視する
- 3 少しずつ燃やす
- 4 枯草等を掃除する
- 5 火はしっかり消火する

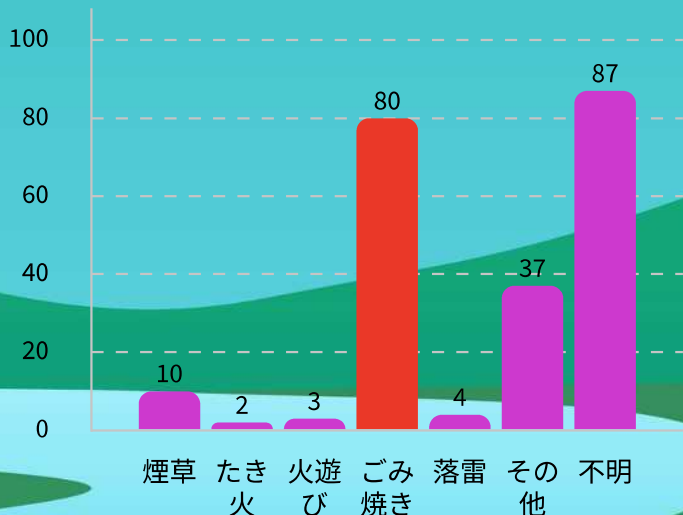
北海道の過去10年の月別出火件数と出火原因

月別出火件数



月別の出火件を見ると4月と5月に集中して発生していることがわかります。この時期は乾燥しており、火が枯草等に引火しやすいため特に注意が必要です。

出火原因



原因の多くはごみ焼きが占めています。
ごみ焼きは法律により原則禁止されています。
家庭ごみを自宅の庭で燃やした場合は罰金が科せられることがあります。

遠軽地区広域組合消防本部予防課

〒099-0492 遠軽町1条通北3丁目1番地1



組合HP

☎0158-42-7600